

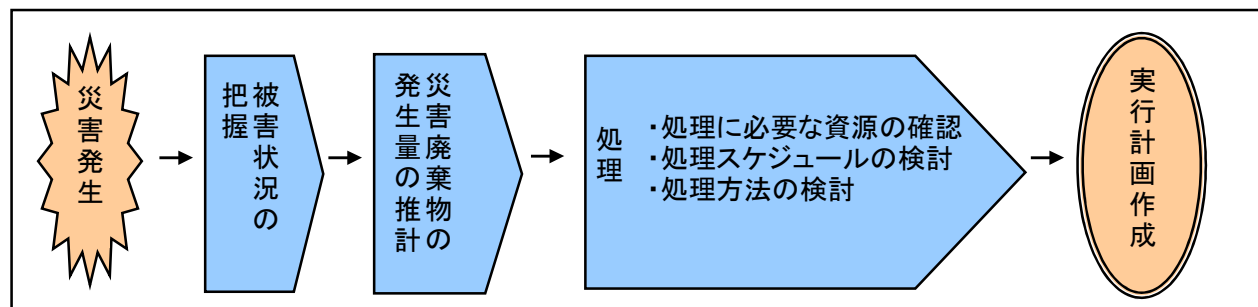
1. 背景および目的

“宮崎市災害廃棄物処理実行計画（以下、「実行計画」という。）”とは、災害廃棄物を計画的に処理するために必要となるものであり、“宮崎市災害廃棄物処理計画（平成28年10月）（以下、「処理計画」という。）”に基づき、災害時に作成することとなります。そこで、より迅速な対応を行うために、素案を事前に作成し、災害発生に備えることとしています。

なお、今年度は、台風や集中豪雨等の発生頻度の高い風水害対策を速やかに整えるため、“南海トラフ巨大地震版”に先駆けて、“風水害版”の作成をすすめています。

2. 位置付け

実行計画は、災害廃棄物推計量をもとに、処理期間や処理方法を検討した上で作成します。また、災害廃棄物の処理を行う過程で、適宜、災害廃棄物の種類や量を精査します。必要に応じて見直しを行います。災害廃棄物の処理が完了するまで、実行計画に基づいて処理します。



3. 災害廃棄物の種類

“風水害によって発生する廃棄物（避難所を除く）”と“避難所からの廃棄物”に分けられます。災害時であっても、平常時の分別を基本とします。

4. 被害状況の把握と災害廃棄物の発生量

	災害廃棄物		
	風水害によって発生する廃棄物 (避難所を除く)	避難所からの廃棄物	
		ごみ	し尿
情報収集の方法	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生中は、市防災情報共有システムにより情報収集を行います。 災害発生後は、災害対策本部を通じて情報を収集し、必要に応じて、総合支所、地域センターおよび地域事務所から電話等により情報収集を行います。また、被害調査の集約課である福祉総務課と連携し情報収集を行います。 ア 総合支所 4ヶ所 イ 地域センター 6ヶ所 ウ 地域事務所 12ヶ所 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理課の避難所開設情報を用いて、避難所利用状況について、情報収集します。 	
情報収集する内容	<ul style="list-style-type: none"> 建物の被害状況(全壊・半壊・床上浸水・床下浸水)について、被害地域と被害棟数を情報収集します。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所開設場所と利用者数、開設予定期間について、情報収集します。 	
発生量の推計方法	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の発生量(トン)＝建物被害棟数(棟)×原単位(トン/棟) <原単位> 全壊116.9 半壊23.4 床上浸水4.6 床下浸水0.62 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ発生量＝避難者数(人)×1,000g/人×避難所利用日数(日) 	<ul style="list-style-type: none"> し尿収集必要量＝仮設トイレ必要人数(人)×1.7L/人・日×3日

5. ごみの処理

- (1) 収集運搬
 - 被害家屋からの排出場所は基本、自宅前としますが、被害規模に応じて、別途、仮置場を設置します。
- (2) 仮置場
 - i) 一次集積所について
 - 被災地域や災害廃棄物の発生量に応じて、一次集積所の設置について、ごみ収集運搬計画と連携して検討します。一次集積所の設置については、被災の状況と地域性によって検討します。設置場所は、地域（自治会や周辺住民）と協議し選定した場所とし、市有地（公園、グラウンド、駐車場、未利用地等）、民有地（自治会等所有地）等とします。
 - 一次集積所を設置することが決まった場合は、利用条件（搬入や収集運搬ルート、利用期間）を含め、地権者（市有地の場合は関係課）と設置交渉を行います。
 - <事前対策>
 - 平常時に候補地を選定しておくことが望ましく、選定方法として、①自治会や住民等に、一次集積所の候補地を提案してもらう方法や、②過去の被災状況を参考に、総合支所や地域センター、地域事務所へ被災地域の一次集積所の候補地を提案してもらった上で、自治会や住民と協議し、選定する方法があります。
 - ii) 二次集積所について
 - 市内にある最終処分場や廃棄物処理施設跡地等の利用を検討します。
- (3) 処理
 - 災害時であっても、再生利用・再資源化を最優先に、関係団体と連携し処理を行います。そのため、排出時点での分別を徹底します。

6. し尿の処理

災害廃棄物として想定されるし尿処理は、主に避難所設置・開設によるものです。避難者のライフラインの確保や生活環境の保全のため、関係団体と連携し緊急かつ適切に対処します。

- (1) 仮設トイレの確保
 - 必要設置数の推計を行います。

$$\text{必要設置数} = \text{仮設トイレ必要人数(人)} / \text{仮設トイレ設置目安} = \text{仮設トイレ必要人数(人)} / 80$$

- (2) 仮設トイレの設置・維持管理
 - 各避難所と連携をとりながら、仮設トイレの適切な設置と維持管理を行います。
- (3) 収集運搬
 - 被災状況や避難所の状況に応じて、収集運搬ルートを検討します。
- (4) 災害に伴う下水道使用不可にかかる上下水道局との連携調整
 - 下表を基本とし、逐一十分な情報の共有を図り、処理を行います。

下水道整備状況	平常時	災害時	担当
区域内および区域外	非水洗化	非水洗化	廃棄物対策課
区域内および区域外	—	避難所の仮設トイレ	廃棄物対策課
区域内	水洗化	水洗化	上下水道局
区域内	—	マンホールトイレ	上下水道局